

# 利用調整(入園選考)について

～令和6年度版～

問い合わせ先  
箕面市教育委員会事務局 子ども未来創造局  
保育幼稚園利用室(子ども総合窓口)  
〒562-0003 箕面市西小路4-6-1  
電話 :072-724-6791 / FAX :072-721-9907

## 1. 利用調整とは

保育施設への入園申請に提出された書類の内容に基づき、別紙「利用調整選考基準」に則って各世帯の点数を決め、その点数の高い児童から順番に入園の調整を行うことを「利用調整(入園選考)」といいます。

### <利用調整のイメージ>

- ①同じ0歳児であるAさん、Bさん、Cさんが次のとおり入園を希望します。

【保育園の0歳児の空き状況】

- 保育園: 空き0名
- ▲▲保育園: 空き1名
- 保育園: 空き1名

高得点順	第1希望	第2希望	第3希望
1:Aさん	●●保育園	▲▲保育園	■■保育園
2:Bさん	▲▲保育園	希望なし	希望なし
3:Cさん	▲▲保育園	●●保育園	■■保育園

- ②保育園の空き状況を踏まえ、Aさん→Bさん→Cさんと点数の高いかたから希望順に利用調整を行います。

**Aさん** 第1希望の●●保育園には空きがないため、第2希望の▲▲保育園を選考します。空きがあるため▲▲保育園に内定となります。

**Bさん** 第1希望の▲▲保育園は、Aさんの内定により空きがなくなったため内定できません。第2希望の記載がないため、この時点で調整が終了し、保留(待機)となります。

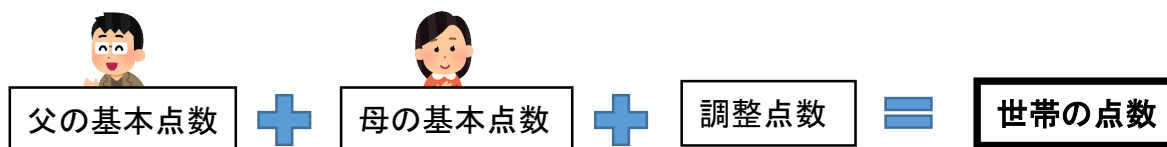
**Cさん** 第1希望と第2希望の保育園には空きがないため、第3希望の■■保育園を選考します。空きがあるため、■■保育園に内定となります。

保護者が記入された利用希望施設についてのみ選考を行いますので、施設を複数記入されると内定のチャンスが増えます。送迎できる範囲で複数の施設をご記入ください。



## 2. 利用調整選考基準の仕組み

利用調整選考基準は、「基本分(基本点数を記載)」と「調整分(調整点数を記載)」から成り立っています。基本点数とは保護者の「保育を必要とする事由を証明する書類」に基づき決定されるもので、調整点数とは世帯の状況等により加点・減点の調整をするものです。利用調整はそれらを合計した「世帯の点数」をもって行われます。



※「世帯の点数」は申請児童ごとに決定します。同一世帯のきょうだいの点数が異なる場合があります。

※同一施設への入園希望者が同点になった場合は、別紙「利用調整選考基準(調整分)」の備考2に記載のとおり、優先順位の高いかたから内定します。

### 基本点数

保護者の「保育を必要とする事由を証明する書類」に基づき、決定します。別紙「利用調整選考基準(基本分)」の該当箇所をご確認ください。

- 該当するのは原則保護者1人につき1項目です。ただし複数の項目に該当することにより児童を保育することができない場合は、別途ご相談ください。
- 就労の場合、就労時間は1か月を4週として計算し、基本点数を算出します。また、正社員やアルバイトなどの雇用形態は点数には影響せず、就労時間の長さに応じた点数になります。
- 育児休業後に時短勤務を予定されるかたで、就労先との契約内容が当初から変更されていない場合は、契約された就労時間にて点数を決定します。

### 調整点数

「育児休業から復職する」「子ども2人分を同時申請する」などの、世帯の状況等により加点・減点の調整をします。ご自身の世帯がどの項目に該当するのかは別紙「利用調整選考基準(調整分)」をご確認ください。なお、次項の補足説明もあわせてご覧ください。

《よくある具体例》

前提条件をあわせるため、例1～3全て育児休業から復職する場合とする。

例1) 第1子の入園申請をする場合…1点を加点(6番による)

例2) きょうだい同時に入園申請をする場合…2点を加点(6番及び9番による)

例3) きょうだいである第1子が保育園に在籍中で第2子の入園申請をする場合…4点を加点(6番及び8番による)

番号	項目	補足説明
1	父親も母親もない世帯	
2	ひとり親世帯及びそれに準ずる世帯(基本分の類型1に該当し、生活保護を受給している世帯)	ひとり親世帯とは母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第1項及び第2項に規定する配偶者のいないかたで、現に児童を扶養しており、児童扶養手当の認定を受けているまたは遺族年金を受給している世帯を意味します。
3	ひとり親世帯及びそれに準ずる世帯(基本分の類型1に該当し、生活保護を受給していない世帯)	
4	ひとり親世帯及びそれに準ずる世帯(番号2、3を除く。)	
5	生活保護受給世帯(基本分の類型1に該当する世帯)(番号2を除く。)	
6	育児休業から復職する場合	入園申請の場合が対象です。
7	保育所等を利用できていないが、現に週3日以上就労している場合(認定こども園に在籍中で1号認定から2号認定への変更を希望する場合を含む。)(番号13を除く。)	幼稚園や祖父母等に預けながらまたは子どもを保育しながら週平均3日以上かつ1日平均概ね4時間以上の就労をしている場合が対象です。
8	基本分の類型1(求職活動中を除く。)に該当し、きょうだい保育所等、幼稚園、認可外保育施設にすでに在籍している場合	在籍施設は市内外を問いません。
9	きょうだいと共に利用申込みをする場合(申請児童以外のきょうだい1人につき1点加算)	転園申請をする場合や認定こども園1号認定(幼稚園コース)から認定こども園2号認定(保育園コース)に変更する場合、きょうだいが広域申請をする場合も対象です。
10	保育所等に在籍中で他の保育所等への転園を希望する場合(番号11、12を除く。)	市内での転園申請が対象です。
11	きょうだいが別々の保育所等に在籍しており、同一の保育所等への転園を希望する場合(番号12を除く。)	市内での転園申請が対象です。
12	2歳児クラスまでの保育所等を卒園予定の児童で、5歳児クラスまでの保育所等への転園を希望する場合(申請児童が満3歳到達後最初の4月に転園する場合に限る。)	市内での転園申請が対象です。
13	市外の保育所等に在籍中の場合(転入予定)	

14	転入予定で箕面市に居住する証明(不動産売買契約書、賃貸借契約書等)がない場合	
15	育児休業取得時に保育所等を退所、又はその他やむを得ない事情により一時的に退所し、復職する場合又は保育が必要となり利用申込みをする場合	市内での退園が対象です。該当する場合はご相談ください。
16	市外の保育所等に就労している正規雇用の保育士又は正規雇用にあらずる保育士が育児休業から復職する場合又は新規採用される場合	入園申請の場合が対象です。市内の場合は、別紙「利用調整選考基準(調整分)」における備考3をご確認ください。

※利用調整選考基準は適宜見直しを行っているため、改正する場合があります。

別表(第3条関係)

利用調整選考基準(基本分)

類型	保護者の状況		基本点数
1 就労	被雇用 自営(中心者)	実働月152時間以上、週38時間以上	20
		実働月148時間以上、週37時間以上	19
		実働月144時間以上、週36時間以上	18
		実働月140時間以上、週35時間以上	17
		実働月120時間以上、週30時間以上	15
		実働月100時間以上、週25時間以上	13
		実働月 80時間以上、週20時間以上	11
		実働月 64時間以上、週16時間以上	9
	自営(協力者)	実働月152時間以上、週38時間以上	18
		実働月148時間以上、週37時間以上	17
		実働月144時間以上、週36時間以上	16
		実働月140時間以上、週35時間以上	15
		実働月120時間以上、週30時間以上	13
		実働月100時間以上、週25時間以上	11
		実働月 80時間以上、週20時間以上	9
		実働月 64時間以上、週16時間以上	7
	内職	実働月120時間以上、週30時間以上	13
実働月 64時間以上、週16時間以上		7	
就労予定	就労内定あり(週4日未満の就労実績があり、保育所等に入所後、就労時間が増える予定を含む。)	※1	
	生計中心者が求職活動中(ひとり親世帯及びそれに準ずる世帯を除く。)	15	
	求職活動中(上記以外)	5	
2 疾病・障害 出産	入院	20	
	在宅療養	常時臥床・絶対安静	17
		安静	13
		療養	9
出産予定日の前後各1か月間	15		
3 介護・看護	介護の対象となる人が重度であり、居宅で常時介護をしている(未就学児等が入院し常時付き添いを要する場合を含む。)	13	
	介護について上記以外の場合(きょうだいの支援学校への通学付き添い等を含む。)	9	
4 就学等	就労を目的とした就学・技能習得(週25時間以上通学している。)	13	
	就労を目的とした就学・技能習得(週16時間以上通学している。)	9	
	上記以外の就労を目的とした通信制等の就学・技能習得	7	
5 その他	家庭の災害の復旧	20	
	早期療育事業推進会議により支援保育が望ましいと判断された場合	※2	
	児童福祉の観点から保育の必要性・緊急性が高いと教育長が認める場合	※3	

- 備考 1 基本分では、類型1から類型4のうち、保護者1人当たり1項目とする。ただし、複数の項目に該当する場合は、基本点数が高いほうを採用する。複数の項目に該当することにより児童を保育することができないと認められる場合は、日数又は時間数のあん分により基本点数を算出する。
- 2 類型1「就労(就労予定を除く。)」において、最近2か月の収入実績がいずれの月も、就労証明書に記載された実労働時間に時給を乗じた収入額に満たないと判断される場合は、更に異なる2か月の収入実績の申告又は当該満たない理由について証明できる書類を提出することとする。これにより確認ができない場合は、最低賃金を用いて算出した就労時間により実態に見合った基本点数を採用する。また、1か月は4週として計算する。
- 3 自営において、自営業主を自営(中心者)とし、それ以外を自営(協力者)とする。自営業主であっても、扶養の範囲内で従事している場合は、自営(協力者)とする。また、開業届出書等の自営業の内容を証明する書類の提出がない場合は、該当項目の基本点数から「-2」とする。
- 4 (※1)については、現に就労実績がない場合は、就労日数・時間数の該当項目の基本点数から「-2」とする。
- 5 (※2)については、保護者及び申請児童の状況や各利用希望保育所等の受け入れ体制をふまえて別途利用調整をする。
- 6 (※3)については、基本点数に関わらず利用可能な保育所等へ最優先で入所案内を行う。

利用調整選考基準(調整分)

番号	世帯の状況等	調整点数
1	父親も母親もいない世帯	30
2	ひとり親世帯及びそれに準ずる世帯(基本分の類型1に該当し、生活保護を受給している世帯)	30
3	ひとり親世帯及びそれに準ずる世帯(基本分の類型1に該当し、生活保護を受給していない世帯)	28
4	ひとり親世帯及びそれに準ずる世帯(番号2、3を除く。)	23
5	生活保護受給世帯(基本分の類型1に該当する世帯)(番号2を除く。)	5
6	育児休業から復職する場合	1
7	保育所等を利用できていないが、現に週3日以上就労している場合(認定こども園に在籍中で1号認定から2号認定への変更を希望する場合を含む。)(番号13を除く。)	2
8	基本分の類型1(求職活動中を除く。)に該当し、きょうだい保育所等、幼稚園、認可外保育施設にすでに在籍している場合	3
9	きょうだいと共に利用申込みをする場合(申請児童以外のきょうだい1人につき1点加算)	1
10	保育所等に在籍中で他の保育所等への転園を希望する場合(番号11、12を除く。)	2
11	きょうだい別々の保育所等に在籍しており、同一の保育所等への転園を希望する場合(番号12を除く。)	6
12	2歳児クラスまでの保育所等を卒園予定の児童で、5歳児クラスまでの保育所等への転園を希望する場合(申請児童が満3歳到達後最初の4月に転園する場合に限る。)	7
13	市外の保育所等に在籍中の場合(転入予定)	2
14	転入予定で箕面市に居住する証明(不動産売買契約書、賃貸借契約書等)がない場合	-1
15	育児休業取得時に保育所等を退所、又はその他やむを得ない事情により一時的に退所し、復職する場合又は保育が必要となり利用申込みをする場合	3
16	市外の保育所等に就労している正規雇用の保育士又は正規雇用にあらずる保育士が育児休業から復職する場合又は新規採用される場合	3

- 備考
- 1 保護者それぞれの基本点数に加え、調整分の該当する点数を合算したものを当該世帯の点数とする。世帯の点数が高い児童から利用希望保育所等の利用調整を行う。
  - 2 同点になった場合の優先順位は次のとおりとする。
    - ① 選考対象となっている利用希望保育所等の希望順位が高い
    - ② 世帯の基本点数が高い
    - ③ 選考対象となっている利用希望保育所等にきょうだいが在籍している
    - ④ 世帯における小学生以下の児童が多い
    - ⑤ 利用希望月から起算して過去1年以内の選考において、内定を辞退していない
    - ⑥ 利用希望保育所等の数が多い
    - ⑦ 保護者のうち「拘束時間(始業から終業までの時間及び通勤時間)が短いほうの保護者」の拘束時間が長い  
 ※通勤時間については地図検索サービスにて算出するものとする  
 ※就労先が複数ある場合は、各就労場所の通勤時間の平均時間を該当者の通勤時間とする  
 ※就労先が定まっていない場合は、同点となった世帯全員の通勤時間の平均時間を該当者の通勤時間とする
  - 3 市内の保育所等に就労している正規雇用の保育士又は正規雇用にあらずる保育士が育児休業から復職する場合又は新規採用される場合、選考において最優先とする。ただし、市内の保育所等の保育士不足が生じている場合に限るものとし、待機児童の状況も含め、随時見直しを行うこととする。
  - 4 箕面市外在住者(転入予定者及び市内の保育所等に就労している(する)保育士を除く。)は、箕面市民の利用調整後に、利用希望保育所等に十分な空きがあり、かつ当面箕面市民の利用申込みがないと予測される場合及び利用期間が限定される場合に限り、利用調整を行うこととする。

保育所等とは…市内の保育園(認可)、認定こども園(保育園コース)、小規模保育施設、事業所内保育施設(地域枠)のことをいいます。